## 東京電機大学大学院進学特別奨学金規程

平成 26 年 7 月 22 日 規 3 第 323 号

(目的)

- 第1条 この規程は、東京電機大学の学生であって、本学大学院修士課程へ進学する成績優秀 な者に対して、経済的支援のために奨学金を給付することを目的とする。
- 2 本奨学金の名称は、「大学院進学特別奨学金(以下「奨学金」という。)」といい、本奨学金を給付された者を「奨学生」という。

(奨学金)

- 第2条 奨学金の原資は、学校法人東京電機大学学術振興基金(第3号基本金)の奨学援助金をもって充当する。
- 2 奨学金の給付総額は、当該年度の予算の範囲内とする。

(給付金)

- 第3条 奨学金は、学部4年次の6月に採用手続きを行い、大学院修士課程入学初年次の みにおいて給付する。
- 2 奨学金は、本学大学院修士課程の授業料に充当しなければならない。 (給付額)
- 第4条 奨学金の給付額は、20万円とする。

(奨学生の選考、決定等)

- 第5条 奨学生の選考は以下のとおりとする。
- (1) 奨学金の給付を希望する者は、大学院推薦入試出願時に奨学金の申請を行う。
- (2) 奨学生の選考については、各学科・学系において選考を行い、入学先の研究科委員長に推薦する。
- (3) 研究科委員長は、当該研究科委員会の選考を経て奨学生候補者を学長に推薦する。
- (4) 学長は、大学調整連絡会議の議を経て奨学生を決定する。
- (5) 学長は、決定した奨学生を理事長へ報告する。

(奨学生の資格の喪失)

- 第6条 奨学生が次の各号のいずれかに該当し、学長が奨学生として不適当と認めたときは、 その資格を失うものとする。
- (1) 退学(除籍)、停学となった者
- (2) 学則に違反して処分を受けたとき
- (3) 成績不良若しくは素行不良のとき
  - 2 前項にかかわらず、学長は、学生が奨学金出願書類等に虚偽の記載をしていたときは奨学 生としての資格を取り消す。

3 奨学生が前項の事由によりその資格を失ったときは、既に給付した奨学金の全額を大学へ 返納しなければならない。

(事務)

第7条 奨学生に係る事務は、学生支援センター(学生厚生担当)及び理工学部事務部(学生厚生担当)が行う。

(実施)

第8条 この規程の実施についての必要事項は別に定める。

(規程廃止)

第9条 この規程は、奨学生がいなくなったことが確認できた時に廃止手続を行う。

付 則

この規程は、平成26年7月22日から施行する。

付 則 (平成 29 年 3 月 14 日決定)

この改正は、平成28年6月1日から施行する。(第5条、第6条、第7条)

付 則(令和3年4月20日決定)

この改正は、令和3年6月1日から施行する。(第7条)

- 付 則(令和4年3月29日決定)
- 1 この改正は、令和4年4月1日から施行する。(第3条、第4条、第5条、第6条、 第8条)
- 2 この規程は、令和5年度大学院修士課程入学予定者から適用する。